



自分らしく生きるためには
 福岡西中学校3年
 牛尾美紅

みなさんはジェンダーレス
 についてどのような考えを
 持っていますか。

最近、テレビのニュースな
 ど、様々なところでジェンダ
 ーレスについて聞くことがあ
 ると思います。そもそもジェ
 ンダーレスが何か知っています
 か。ジェンダーとは生物学的
 な性別に対して社会的・文
 化的に作られた性別のこと
 です。簡単に言うと、「男だか
 ら」「女だから」こうあるべ
 きとされることです。ジェン
 ダーレスは「ジェンダー」が
 「レス(否定)」だから、「男
 らしい」「女らしい」の考え
 はやめて誰もが生きやすい環
 境にすることです。そして、
 「トランスジェンダー」とは
 多様な性のあり方のうち、心
 とからだの性が一致していな
 い人のことです。難しいと感

じるかもしれません、正し
 い知識を得ることはとても大
 切です。

現在の日本にトランスジェ
 ンダーの人は約三〜八%ほど
 と言われています。少ないと
 感じるかもしれませんが、少
 なからずいるのです。私の身
 近にトランスジェンダーの人
 がいるのかわからないのかわかり
 ません。見た目ではわからない
 だけで、本当はトランスジ
 エンダーかもしれないません。意
 外とわからないものなんだと
 思います。

しかし、すでに時代はジェ
 ンダーレスに少し近づいてい
 ます。みなさんも実感がない
 だけで、実はジェンダーレス
 の時代に合った生活をしてい
 るのです。例えば、自分の筆
 箱や文房具を思い出してくだ
 さい。そして、まわりの人の
 筆箱や文房具を思い出してく
 ださい。男女関係なく、同じ
 ような物を使ったりしていま
 せんか。昔なら、落とし物を
 見て男女どちらの持ち物なの
 か、ひと目でわかったけど、
 今は結構わからないものです。
 少しずつ、男女の枠がなくな
 りつつあります。

私は、全国の学校のジェン
 ダーレスの取り組みを調べて
 みました。西中の制服は男女
 別です。しかし、ある記事に
 よると、約半分の学校がスカ

ート、スラックスを選ぶこと
 ができます。でも、男女とも
 に選ぶことができる学校は約
 十三%とかなり少ないです。
 私が本当に疑問に思ったのが、
 約三十四%の学校が女子のみ、
 スカートとスラックスを選べ
 ると言うことです。なぜ女子
 のみ選べるのか。男子がスカ
 ートを選ぶ権利はないのか。

たしかに女子がズボンをはい
 てる姿はよく見かけると思っ
 ます。でも、だからといって
 男子がスカートををはくのを禁
 止にする意味が私にはわかり
 ません。そして髪型は男女と
 もに自由の学校も増えていま
 す。校則はあっても例えば
 「男子のツーブロックNG」
 など、性別による校則は徐々
 になくなってきています。

ジェンダーレスに近づいて
 いるといってもまだまだ男女
 差別があるのが現状です。
 ジェンダーレスは男子のスカ
 ート、女子のスラックスを認
 めるだけではありません。誰
 もが、やりたい自分でいられ
 るようにすることもジェンダ
 ーレスの取り組みの一つです。
 私は生徒会本部として、西中
 生が一人一人の個性を生かし、
 お互いを尊重しあえるような
 学校にしたいです。どんな人
 も自分の個性を否定されたり
 制限されたりしないような学
 校にしていきたいです。大切

人権標語

なのは自分自身の心です。我
 慢をする必要なんてありませ
 ん。自分が生きやすい環境を
 つくり上げていくこと。自分
 の気持ちを誰かに伝えること。
 難しいかもしれませんが、は
 じめの一步を踏み出すことが
 これからの世界の色を変えて
 くれると思っています。みな
 さんも他人事だと思わず、ま
 わりの人の気持ちに寄りそい、
 助け合って生きていきましょ
 う。

だれにでも やさしいところを
 プレゼント
 福岡小学校1年
 手嶋大翔

ふやそうよ 助けるゆうき
 いじめ0
 田原小学校4年
 大山晴希

助け合い 人と人との
 絆の輪
 福岡西中学校3年
 光本星翔

かわいそう そつ思っだけじゃ
 変わらない
 福岡東中学校1年
 岡本結衣



福岡小学校5年 橋本花優空



八千種小学校2年 松岡真琴



田原小学校5年 荒川恵羽

生活科学 センター だより

不審な電話やメール、SMSに関する相談が急増！

最近、大手事業者を装う不審な電話、メールやSMSの相談が当センターに多く寄せられています。メール等に記載されたリンクをクリックしたり、電話をかけることで個人情報を取られたり、お金を要求されることもあり、注意が必要です。

【事例1】

固定電話に「〇〇〇ファイナンスです。料金の未納があるので電話が利用停止になります。詳しい説明は1番を押してください。」と自動音声で掛かってきた。1番を押すと電話会社の職員や警察官を名乗る人から住所・氏名など個人情報を知られ、「契約している電話番号が犯罪に使われている」「1年分の未払いがあり支払わなければ裁判所



に申し立てる」などと言われ、支払いを要求された。

【事例2】

携帯電話のSMSに「サイト利用料金が未納です。本日にご連絡なき場合は裁判手続きに移行します。」という内容の文と電話番号が記載されており、電話をかけてしまった。

★対処法！

不審なSMSやメールに記載された電話番号には絶対に電話をはいけません。

実在の事業者名をかたっている場合が多く、つい電話をしてしまいがちですが、これは架空請求です。電話をかけると個人情報や住所を知られ、高額な金銭の支払いを要求されることになり、不審なSMSやメールは無視して、そのまま削除してください。

【事例3】

「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため

持ち帰りました。下記よりご確認ください。」とのメールが来たので、記載のURLをクリックし個人情報を入力してしまいました。

【事例4】

国税庁から「未払い税金お支払いのお願い。ご確認ください。」とのメールがきた。

【事例5】

大手銀行名で「お客様の口座に対して、第三者からの不正なアクセスを検知しました。ご確認ください。」とのメールがきた。

★対処法！

通販サイト、クレジット会社、金融機関、宅配業者、公的機関など実在する組織をかつたるメールやSMSを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を入力させる「フィッシング」と呼ばれるもので、その情報を不正に利用され、身に覚えのない請求を受けたりします。慌てず冷静に確認することが大切です。●メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしない ●フィッシングサイトにアクセスしてしまっても、個人情報やパスワードは絶対に入力しない ●クレジットカード情報等を入力してしまつたらすぐにカード会社などに連絡する

手づくり味噌教室

※福崎町在住・在勤者に限ります。

要申込

《第1回》 1月28日(日) 先着14人

場所：生活科学センター

《第2回》 2月3日(土) 先着10人

場所：保健センター

時間 いずれも13:00~16:00頃

講師 いずみ会

参加費 1,700円

持ち物 エプロン、三角巾、マスク、味噌約3.5kgが保管できる容器

申込期間 1月10日(水)~17日(水)

申し込み先 生活科学センター

(☎22-2939/月曜定休)



●日ごろから正規のURLやアプリからアクセスすることを習慣にする
不安に思ったり、困った時は一人で悩まず消費生活センターに相談しましょう！

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火~金曜日 9時~16時
(月曜日は休館日)



福崎東中学校3年 清水翔太

ふくさきの 身近な文化財

その1

福岡町には今でも多くの歴史資料が残っていて、私たちが地域の歴史を知るための手助けをしてくれます。そうした歴史資料の中で、各地区で管理され、引き継がれてきた資料を「区有文書」と言います。地域によっては「自治会文書」「区長文書」などと呼ばれるものもあります。

文書は地域の歴史を知るためのとても大切な資料なのです。福岡町と神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターでは、現在町内の区有文書の調査を進めています。今回は平成30年度から令和4年度にかけて地域の皆さんと整理作業を続けてきた、中島区有文書から「中島村村内節約規約書」を紹介していきます。

福岡の身近にある歴史を掘り起こそう 区有文書から見る地域の歴史1 中島区有文書「中島村村内節約規約書」

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

麦・^{そば}吸などをはじめとして、産物の価格が下がったことにより、農村は今や滅亡しようとしています。この対策として、日常生活において節約をするのはもちろん、村民相互の交際や、日頃の習慣上の好ましくない風習を改めることが喫緊の課題です。このため、左の事項について、村内一致の決議により（節約を）実施します。

1929年（昭和4）のアメリカの株の大暴落を皮切りに、「世界恐慌」とよばれる全世界的な不景気状態が起こり、翌年以降、その影響は日本にも及びます。「昭和恐慌」と言われるこの不況の影響を最も強く受けたのは、農村部でした。神埼郡周辺も例外ではありませんでした。『福岡町史』によれば、昭和4年から5年にかけて米・麦の値段が6割から7割近くまで下がり、神埼郡の特産品である^{もみ}吹や^{もみ}苴の価格も暴落。またこ

の年は、不況に加えて降雹被害もあったこともわかっており、周辺の村々には試練の年であったようです。

さて、それでは実際にどのような方法で節約をしようとしたのでしょうか。規約は、

- ①年賀等の贈答、②婚礼調度
- ③出産、④葬式・法事、⑤（軍隊への）入退営、⑥家屋の建築等、⑦飲食物、⑧服装・装身具、⑨寄付・勸進・興行、⑩道路・水路の愛護等、⑪村内集会、の11の項目に分かれ、それぞれに細かい規約が定められています。いずれにも共通しているのは、宴席を質素にすること、行事の際の服装を簡素化すること、贈答品はなるべく廃止することです。

例えば①では、年玉・歳暮・中元は廃止すること、病氣や火事の見舞いの品は、実用品を送ること、などがあるほか、村内での贈答品の金額は15銭以内とする

ことが書かれています。当時、酒一升が約2円でしたから、この額は相当切り詰めた値段であることがうかがえます。

⑦には、小学校の旅



行や運動会の折に、巻き寿司などのごちそうを作って競ったりせず、握り飯にすること、と見えます。また末尾には、これらの規約を破った場合には20円の違約金が徴収されると記されています。

このほかにも様々な節約規約が記されていますが、この資料の言わんとするところは、皆で節約して不景気を乗り切るといふよりもむしろ、皆が同じような生活をする中で、村内の経済格差を見えなくして、不要のトラブルを避けるため、という意味合いが強いように思われます。

ちなみにこの資料の表紙の見返しには、
共存、共栄、互譲を旨とし、
村内平和に暮らしませう
という一文が記されています。

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします 1月31日（水）まで

償却資産とは、事業を営んでいる個人または法人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等（土地・家屋を除く）のことです。令和6年1月1日現在で償却資産を所有している人は、1月31日（水）までに申告してください。なお、昨年中に資産の増減がない場合も、その旨の申告が必要です。

- 申告が必要な人
- ◎令和6年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人または法人
 - ◎令和6年1月1日現在、町内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

■申告方法 昨年まで申告をしている人は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。事業を始めて新たに申告をする人は、令和6年1月1日現在所有している償却資産をすべて申告してください。

申告書は12月半ばに送付しています。昨年申告のあった人には申告用紙を郵送していますが、新たに申告する場合や、申告用紙が届かない場合はご連絡ください。

■償却資産の対象となるもの（業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、舗装路面、駐車場設備など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、梱包機など
飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機など
不動産貸付業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンクなど

問い合わせ先 税務課 資産税係（内線346）

令和6年4月1日（月）から

不動産（土地・建物）の 相続登記申請が義務化されます

令和6年4月1日から、不動産を相続した場合は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務になります。

登記簿を見ても所有者が直ちに判明しない「所有者不明土地」は、土地所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業などが円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生するなど、さまざまな問題の原因となっています。

これらの問題を防ぐため、令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されます。

不動産を相続し、その取得を知った日から3年以内に正当な理由なく相続登記の申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が課されることがあります。令和6年4月1日より前に相続が発生している場合も、令和6年4月1日からは義務の対象となります。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 神戸地方法務局姫路支局（☎079-225-1915）



令和6年3月31日（日）まで

三井住友銀行 窓口収納終了 のお知らせ

三井住友銀行窓口での福崎町の各種税金、保険料、使用料、手数料、水道料金及びその他公金の取り扱いが令和6年3月31日で終了します。

令和6年4月1日以降は、「三井住友銀行」と納付場所として記載されている納付書をお持ちの場合でも、公金を納付される場合は同行の指定する手数料をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※口座振替（引き落とし）を利用している人は、引き続き利用できます。

※手数料は三井住友銀行にご確認ください。

問い合わせ先 出納室 出納係
（内線302）

くれさかクリーンセンターへの生活系ごみ直接持込について

一般家庭から排出される生活系のごみ（片付けや引っ越しなどで排出されるごみ）は、くれさかクリーンセンターに持ち込むことができます。手順および注意事項

○無料で搬入するためには、「処理手数料減免申請書」が必要です。事前に役場住民生活課へお越しください。

※減免申請書がない場合は、有料となります。（10kg100円）

※初めて利用する人は、身分証明書をご持参ください。

※減免は可燃、不燃、粗大ごみに限ります。

○分別は確実にいき、ごみの減量化にご協力ください。

受入日時 毎週月曜日から金曜日（祝日可）

8:30～正午、13:00～16:30

問い合わせ先 住民生活課（内線372・373）



国民健康保険

産前産後期間の国保税の軽減制度がはじまります

令和6年1月から、産前産後期間における国民健康保険税の軽減制度がはじまります。国民健康保険被保険者で出産（予定）日が令和5年11月以降の人は、保険税の軽減を申請することができます。

対象期間（○…軽減対象月）※多胎…双子以上のこと

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後
単胎			○	○	○	○
多胎	○	○	○	○	○	○

手続きに必要な書類

- ・国民健康保険被保険者証
- ・出産（予定）日が確認できる書類（母子健康手帳など）

その他

- ・出産予定日の6か月前から申請可能です。
- ・出産後の申請も可能です。申請の結果、保険税の払いすぎがある場合は後日還付します。

問い合わせ先 ほけん年金課 国保係（内線355）

「障害者控除対象者認定書」の交付について

65歳以上の人は、障害者手帳の交付を受けていなくても、要介護認定の状況によっては障害者控除の対象となる場合があります。

障害者控除には「特別障害者控除」と「障害者控除」があり、各年12月31日時点での要介護度と、認定調査票の内容（高齢者日常生活自立度）をもとに判定します。

障害者控除を受けるためには、確定申告時に「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、事前に申請をしてください。認定された人には、後日「障害者控除対象者認定書」を交付します。

障害者控除判定基準表

要介護4・5	『特別障害者控除』の対象となります。
要介護3	認定調査票の高齢者日常生活自立度により、『特別障害者控除』か『障害者控除』どちらかの対象となります。
要介護2以下	認定調査票の高齢者日常生活自立度により、『障害者控除』の対象となる可能性があります。

問い合わせ先 福祉課 介護保険係（内線364）

1月 マイナンバーカード 休日受付窓口を開設します

平日の昼間にカードの申請や受け取りに来庁することが困難な人のために、休日窓口を開設します。

事前に電話予約をお願いします

日	時	場所
28日 (日)	9:00 ～12:00	住民生活課 ☎0790-22-0560（内線371）

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係（内線371）

住宅再建共済

年額5,000円で
最大600万円給付!

準半壊特約

年額500円で
補修時等に
25万円給付!

家財再建共済

年額1,500円で
最大50万円給付!



公益財団法人
兵庫県住宅再建共済基金

神戸市中央区中山手通6丁目1番1号（兵庫県生田庁舎2階）

☎078-371-1000（平日9:00～17:00）

Fax 078-371-1010 フェニックス共済 検索